

盛岡市市民プール条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																				
<p>○盛岡市市民プール条例 昭和51年3月30日条例第26号 改正 略 <u>令和7年 月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市市民プール条例 第1条から第8条まで 略 (使用料) 第9条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 使用料は、許可の際に徴収する。 第10条から第21条まで 略 附 則 略 <u>附 則 (令和7年条例第 号)</u></p> <p>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の盛岡市市民プール条例の規定は、この条例の施行の日以後にする盛岡市市民プール条例第6条第1項の許可に係る使用料(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理する市民プールにあっては、その利用に係る料金。以下同じ。)について適用し、同日前にした当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。</p> <p>別表 (第9条関係) (1) 一般使用の場合の使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">一般</th> <th style="text-align: center;">高等学校生徒</th> <th style="text-align: center;">中学校生徒以下の者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通使用 (1回につき)</td> <td style="text-align: center;"><u>1,050円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>600円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>450円</u></td> </tr> <tr> <td>回数使用</td> <td>5回につき</td> <td style="text-align: center;"><u>4,200円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>2,400円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1,800円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>10回につき</td> <td style="text-align: center;"><u>7,870円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>4,500円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>3,370円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	一般	高等学校生徒	中学校生徒以下の者	普通使用 (1回につき)	<u>1,050円</u>	<u>600円</u>	<u>450円</u>	回数使用	5回につき	<u>4,200円</u>	<u>2,400円</u>	<u>1,800円</u>		10回につき	<u>7,870円</u>	<u>4,500円</u>	<u>3,370円</u>	<p>○盛岡市市民プール条例 昭和51年3月30日条例第26号 改正 略</p> <p>盛岡市市民プール条例 第1条から第8条まで 略 (使用料) 第9条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 使用料は、許可の際に徴収する。 第10条から第21条まで 略 附 則 略</p> <p>別表 (第9条関係) (1) 一般使用の場合の使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">一般</th> <th style="text-align: center;">高等学校生徒</th> <th style="text-align: center;">中学校生徒以下の者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通使用 (1回につき)</td> <td style="text-align: center;"><u>700円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>400円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>300円</u></td> </tr> <tr> <td>回数使用</td> <td>5回につき</td> <td style="text-align: center;"><u>2,800円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1,600円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1,200円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>10回につき</td> <td style="text-align: center;"><u>5,250円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>3,000円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>2,250円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	一般	高等学校生徒	中学校生徒以下の者	普通使用 (1回につき)	<u>700円</u>	<u>400円</u>	<u>300円</u>	回数使用	5回につき	<u>2,800円</u>	<u>1,600円</u>	<u>1,200円</u>		10回につき	<u>5,250円</u>	<u>3,000円</u>	<u>2,250円</u>
区分	一般	高等学校生徒	中学校生徒以下の者																																		
普通使用 (1回につき)	<u>1,050円</u>	<u>600円</u>	<u>450円</u>																																		
回数使用	5回につき	<u>4,200円</u>	<u>2,400円</u>	<u>1,800円</u>																																	
	10回につき	<u>7,870円</u>	<u>4,500円</u>	<u>3,370円</u>																																	
区分	一般	高等学校生徒	中学校生徒以下の者																																		
普通使用 (1回につき)	<u>700円</u>	<u>400円</u>	<u>300円</u>																																		
回数使用	5回につき	<u>2,800円</u>	<u>1,600円</u>	<u>1,200円</u>																																	
	10回につき	<u>5,250円</u>	<u>3,000円</u>	<u>2,250円</u>																																	

改正後				改正前					
	15回につき	11,020円	6,300円	4,720円		15回につき	7,350円	4,200円	3,150円
団体使用（1人1回につき）		730円	420円	310円		団体使用（1人1回につき）	490円	280円	210円

備考 団体使用の使用料は、30人以上の団体で責任者のあるものについて適用する。

(2) 貸切使用の場合の使用料

区分		土曜日及び休日 (1時間までごとに)	平日（1時間までごとに）
メインプール	全面を使用する場合	39,000円	30,000円
	2分の1を使用する場合	19,500円	15,000円
	50メートルのコースを使用する場合（1コースにつき）	4,870円	3,750円
	25メートルのコースを使用する場合（1コースにつき）	2,430円	1,870円
サブプール	全面を使用する場合	13,650円	10,500円
	25メートルのコースを使用する場合（1コースにつき）	2,430円	1,870円
飛込プール		9,750円	7,500円
会議室			750円
研修室			750円

備考

- 「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 貸切使用をする者が入場料その他これに類する金銭を徴収する場合

区分		土曜日及び休日 (1時間までごとに)	平日（1時間までごとに）
メインプール	全面を使用する場合	26,000円	20,000円
	2分の1を使用する場合	13,000円	10,000円
	50メートルのコースを使用する場合（1コースにつき）	3,250円	2,500円
	25メートルのコースを使用する場合（1コースにつき）	1,620円	1,250円
サブプール	全面を使用する場合	9,100円	7,000円
	25メートルのコースを使用する場合（1コースにつき）	1,620円	1,250円
飛込プール		6,500円	5,000円
会議室			500円
研修室			500円

備考

- 「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 貸切使用をする者が入場料その他これに類する金銭を徴収する場合

改正後	改正前																												
<p>又は営業の宣伝その他これに類する目的をもつて催しを行う場合の使用料の額は、この表により算定した額の2倍に相当する額とする。</p> <p>(3) 附属の設備の使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放送設備一式（1時間までごとに）</td><td>1,500円</td></tr> <tr> <td>電光表示設備一式（1時間までごとに）</td><td>3,000円</td></tr> <tr> <td>競泳競技用設備一式（1日につき）</td><td>7,500円</td></tr> <tr> <td>シンクロナイズドスイミング競技用設備一式（1日につき）</td><td>1,500円</td></tr> <tr> <td>水球競技用設備一式（1日につき）</td><td>4,500円</td></tr> <tr> <td>飛込競技用設備一式（1日につき）</td><td>4,500円</td></tr> </tbody> </table>	区分	金額	放送設備一式（1時間までごとに）	1,500円	電光表示設備一式（1時間までごとに）	3,000円	競泳競技用設備一式（1日につき）	7,500円	シンクロナイズドスイミング競技用設備一式（1日につき）	1,500円	水球競技用設備一式（1日につき）	4,500円	飛込競技用設備一式（1日につき）	4,500円	<p>又は営業の宣伝その他これに類する目的をもつて催しを行う場合の使用料の額は、この表により算定した額の2倍に相当する額とする。</p> <p>(3) 附属の設備の使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放送設備一式（1時間までごとに）</td><td>1,000円</td></tr> <tr> <td>電光表示設備一式（1時間までごとに）</td><td>2,000円</td></tr> <tr> <td>競泳競技用設備一式（1日につき）</td><td>5,000円</td></tr> <tr> <td>シンクロナイズドスイミング競技用設備一式（1日につき）</td><td>1,000円</td></tr> <tr> <td>水球競技用設備一式（1日につき）</td><td>3,000円</td></tr> <tr> <td>飛込競技用設備一式（1日につき）</td><td>3,000円</td></tr> </tbody> </table>	区分	金額	放送設備一式（1時間までごとに）	1,000円	電光表示設備一式（1時間までごとに）	2,000円	競泳競技用設備一式（1日につき）	5,000円	シンクロナイズドスイミング競技用設備一式（1日につき）	1,000円	水球競技用設備一式（1日につき）	3,000円	飛込競技用設備一式（1日につき）	3,000円
区分	金額																												
放送設備一式（1時間までごとに）	1,500円																												
電光表示設備一式（1時間までごとに）	3,000円																												
競泳競技用設備一式（1日につき）	7,500円																												
シンクロナイズドスイミング競技用設備一式（1日につき）	1,500円																												
水球競技用設備一式（1日につき）	4,500円																												
飛込競技用設備一式（1日につき）	4,500円																												
区分	金額																												
放送設備一式（1時間までごとに）	1,000円																												
電光表示設備一式（1時間までごとに）	2,000円																												
競泳競技用設備一式（1日につき）	5,000円																												
シンクロナイズドスイミング競技用設備一式（1日につき）	1,000円																												
水球競技用設備一式（1日につき）	3,000円																												
飛込競技用設備一式（1日につき）	3,000円																												